

建築工事等の工事成績評定試行概要

1 目的

改正品確法に基づく総合評価落札方式等の多様な入札契約方式の導入・活用が図られてきていることにより、受注者が施工した工事に対する成績評定が入札契約時において活用されるなど、工事成績評定の必要性が一段と高まっている。

建築工事等^{※1}においても、総合評価落札方式等の入札に活用ができる環境の整備を図るとともに、評定導入にあたっての課題を抽出することを目的として工事成績評定を試行する。

※1 「建築工事等」とは、工事成績評定実施済みの土木一式（下水道工事を含む。）、舗装、管、造園、さく井以外の工事をいう。

2 試行対象工事

- ・令和2年4月1日以降に入札公告となる建築工事等とする。
- ・当初請負額が500万円超とする。ただし、災害復旧及び災害の防止のために速やかな施工が求められる緊急の指示書等による工事で、具体的な設計図書が示されないまま現場の施工が概成するなど、施工管理、出来形や品質にかかる公正な評定が困難な応急工事は原則として評定の対象としない。

3 試行の流れ

- (1) 試行は、十日町市請負工事成績評定実施要領に基づき実施する。なお、評価項目にある高度技術及び創意工夫の2項目については、評定者は建築技師、電気技師にアドバイスを求めることができるものとする。
- (2) 評定結果については、十日町市請負工事成績評定通知要領に基づいて行うが、工事成績評定通知書には朱書きで「試行」と記載して通知する。ただし、試行期間中は、通知した書面等の公表は行わない。
- (3) 通知を受けた請負者から評定点等について説明を求められた場合も、十日町市請負工事成績評定通知要領に基づき提出された申立者の書面及び回答を行った書面の公表は行わない。

4 工事成績評定点の取り扱い

- (1) 試行対象工事は、工事成績評定点が80点以上であっても優良工事表彰の対象としない。
- (2) 試行対象工事の工事成績評定点は、総合評価落札方式工事の評価項目における加算点の対象としない。